



## インベスコ・インベストメンツ(バミューダ)リミテッドがインベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人<3298>株式の大量保有報告書を提出



インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人<3298>について、インベスコ・インベストメンツ(バミューダ)リミテッドが5月12日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「政策投資（サポート体制の構築）及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。また、発行者であるインベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」という。）は、2021年5月6日付で、金融商品取引法第166条第6項第4号、同法第167条第5項第5号及び同法施行令第31条の2に基づき、本投資法人の資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク（以下「本資産運用会社」という。）の親会社であるインベスコ・リミテッドの子会社である提出者に対し、2021年4月7日付で開始されたスターウッド・キャピタル・グループによる公開買付けに対抗するとともに、本投資法人のスポンサーであり本資産運用会社が属する世界有数の独立系資産運用会社であるインベスコ・グループによる出資比率を高め、投資主との更なる利害の一致を図ることによって、本投資法人の継続的な成長に向けたインベスコ・グループによるサポート姿勢の更なる強化を図ることを目的として、本投資法人投資口の買付けを行うよう要請（以下「本要請」という。）を行い、提出者は、インベスコ・グループによる本投資法人へのサポート体制を強化するため、本要請に応じ本投資法人投資口の」によるもの。

報告書によると、インベスコ・インベストメンツ(バミューダ)リミテッドのインベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人株式保有比率は、5.66%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2021年5月12日。